

別記1

北海道告示第10673号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

令和4年5月17日

北海道知事 鈴木 直道

1 入札に付す事項

- (1) 契約の目的の名称及び数量
情報システム最適化推進業務 一式
- (2) 契約の目的の仕様等
情報システム最適化推進業務 業務処理要領(以下「要領」という。)による。
- (3) 履行期間
契約締結日から令和5年3月24日(金)まで
- (4) 履行場所
要領のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者(未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されている者ではないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税(個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)
 - イ 本店が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く。)
 - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- (8) 北海道内に本店、支店又は営業所を有する法人であること。
- (9) 国や地方公共団体との同様の業務実績を有すること(3年間)。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)又は商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)の規定に基づき設立された組

合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(9)に掲げる契約の履行にあつては、当該組合の組合員（組合が指定する組合員）が契約を締結し履行した経験等を含めることができる。

4 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(9)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和4年5月17日から令和4年5月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時00分から午前5時00分まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道本庁舎5階
北海道総合政策部次世代社会戦略局情報政策課
電話番号：011-204-5980（直通）

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合政策部次世代社会戦略局情報政策課

6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道本庁舎3階テレビ会議室

(2) 入札日時 令和4年5月31日（火） 午前10時00分

(3) 開札場所 (1)に同じ

(4) 開札日時 (2)に同じ

7 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

9 郵便等による入札の可否

認めない。

10 入札の方法及び落札者の決定

この入札は、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札の方法によるので、入札に参加しようとする者は、入札書の提出とともに、契約の対象となる物件の性能、機能、技術等を記載した提案書を提出しなければならない。

また、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、同条第3項の規定による落札者決定基準により、価格その他の条件が最も有利なものをもって入札をした者を落札者とする。

なお、開札において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者及びその入札価格のみを発表することとするが、落札者は、落札者決定基準に基づき、入札価格及び提案内容

を評価の上、後日決定し、当該落札者及びその他の入札者に対し通知する。

11 落札者決定基準

別紙のとおり。

12 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

13 契約書作成の要否
要

14 入札制限等

情報システムに係る調達の透明性・公平性を確保するため、本業務を受託した事業者は、本業務の履行期間中及び履行完了後2年間は、道の情報システム開発及び運用保守案件のすべてに入札できないものとする。

15 その他

(1) 無効入札

開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 低入札価格調査の基準価格

地方自治法施行令第167条の10第1項の規定による低入札価格調査の基準価格を設定していない。

(4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(5) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道総合政策部次世代社会戦略局情報政策課

イ 所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道本庁舎5階

ウ 電話番号 011-204-5980（直通）

(7) 前金払

前金払はしない。

(8) 概算払

概算払はしない。

(9) 部分払

部分払はしない。

(10) 所得税等の控除

契約の相手方が個人である場合にあっては、この契約に係る契約代金は、所得税法（昭和40年法律第33号）第204条第1項各号に規定する報酬、料金等に該当するので、その支払に当たっては、同項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）第28条第1項に基づき所得税及び復興特別所得税を控除して支払う。

(12) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(13) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(13) 契約の履行

ア この契約に係る監査又は検査の際に、提案書による性能、機能、技術等の提案内容のとおり履行されていないときは、道の請求により提案内容のとおり修補又は再履行しなければならない。

イ 提案内容のとおり修補又は再履行が困難であると認められるとき又は合理的でないと認められるときは、アに規定する修補又は再履行に代えて、契約金額から提案内容の不履行部分に相当する額を減額し、若しくは提案内容の不履行による損害賠償を請求し、又は契約金額から提案内容の不履行部分に相当する額を減額するとともに提案内容の不履行による損害賠償を請求することがある。

(15) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めるときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(16) 入札参加に係る資料の交付について

5と同じ場所で交付するが、北海道総合政策部次世代社会戦略局情報政策課のホームページにおいてダウンロードすることができる（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/jsk/index.htm>）。

なお、次の資料については、秘密保持誓約書を提出した場合に配布する。

ア 北海道のシステム一覧

イ 情報システム診断実施要領

ウ 情報システム診断受診票及び助言表（記載例）

エ 情報システム台帳（記載例）

オ 情報システムガイドライン

カ 北海道情報セキュリティ基本方針

キ 北海道情報セキュリティ対策基準

(16) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。